ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

**Press Release**

平成 27 年 9 月 24 日
【照会先】
労働基準局 勤労者生活課
課長 増田 嗣郎
課長補佐 竹田 紀稔
（代表電話） 03(5253)1111 （内線 5377）
（直通電話） 03(3502)1589

報道関係者 各位

# 毎年 10 月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です

## ～従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度への加入を促進します～

厚生労働省は、毎年 10 月に独立行政法人 勤労者退職金共済機構が実施している中小企業退職金共済制度※1の「加入促進強化月間」において、この制度への加入促進活動や履行確保活動の後援者として、関係機関を通じてさまざまな活動に取り組みます。

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです（運営は勤労者退職金共済機構）。

今回の「加入促進強化月間」では、各地方自治体、金融機関、事業主団体などへの制度の周知などの協力依頼や、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所で、パンフレットの配布や各種説明会などでの制度の紹介を行います。（「加入促進強化月間」実施要綱※2を参照ください）

また、この制度の説明を希望される中小企業事業主の方に対しては、勤労者退職金共済機構が各都道府県に配置している普及推進員等が説明に伺うこともできます。

（参考）独立行政法人 勤労者退職金共済機構について
https://www.taisyokukin.go.jp/index.html
中小企業退職金共済制度について
https://www.taisyokukin.go.jp/seido/seido01.html

※1　中小企業退職金共済制度とは、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです。また、一般の中小企業を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度（略称「中退共」）」と、期間雇用従業者を対象とした「特定業種退職金共済制度（建設業退職金共済制度（略称「建退共」）、清酒製造業退職金共済制度（略称「清退共」）、林業退職金共済制度（略称「林退共」））」とがあります。（詳細は添付資料を参照ください。）

※２　「加入促進強化月間」実施要綱

１．実施期間

平成 27 年 10 月 1 日（木）から 10 月 31 日（土）までの１か月間

２．主な内容

(1)　ポスター・パンフレットの配布

勤労者退職金共済機構が作成した中退共、建退共、清退共、林退共の各制度のポスターについては、市役所や駅、ハローワークなどの公共の場所に掲示を依頼し、パンフレットについては関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配布します。(ポスターは添付を参照ください。)

(2)　マスメディアなどを通じた広報の強化

テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアや地方公共団体・関係団体などの発行する広報紙（誌）による広報を強化します。

(3)　事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請

事業主団体や関係団体などに対し、各制度の周知・啓発などへの協力を要請します。

(4)　未加入企業を対象とした制度説明会を開催します。(中退共)

(5)　建退共に加入していることを示す「建退共現場標識」の掲示を要請します。(建退共)

## 国の退職金共済制度（中退共、建退共、清退共、林退共）は ここをチェックです！！！！

### チェックポイント！！

① 国が掛金を助成します！！！

（中退共制度の場合、新規加入事業主に対し、従業員ごとに掛金月額の1/2（1人当たり5,000円が上限）を加入後4か月目から1年間、助成します。掛金月額を増額する事業主に対する助成もあります。建退共、清退共、林退共の各制度でも証紙の一定枚数分を助成します。）

② 掛金は全額非課税です！！！

（掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。）

### 一般の中小企業には　～中退共制度

① 中小企業（業種によって範囲が異なります。一般業種の場合は常時雇用する従業員数300人以下又は資本金の額・出資の総額3億円以下）であれば、従業員を加入させることができます。

② 掛金月額は、従業員ごとに5,000円から30,000円まで、16種類から選べます。（短時間労働者はこの他に2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金月額があります。）

③ 掛金は口座振替ですので手間がかかりません。

④ 退職金の額は掛金月額と納付月数で決まります。

例：掛金月額10,000円を10年間（120月）納付いただいた場合 1,265,600円
20年間（240月）納付いただいた場合 2,666,600円
30年間（360月）納付いただいた場合 4,213,100円

⑤ 過去の勤務期間や転職した場合の通算制度があります。

### 建設業を営む方には　～建退共制度

① 建設業を営む方なら加入できます。

② 掛金の額は1日310円、もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。

③ 国が掛金の一部（初回交付の手帳の50日分）を助成します。

④ 退職金の額は共済証紙の枚数（21日分を1か月と換算）で決まります。

例：共済証紙が2,520枚（掛金納付年数10年）の場合　936,789円
5,040枚（掛金納付年数20年）の場合　2,205,588円

⑤ 公共工事の入札に参加するための経営事項審査で加点されます。

## 清酒製造業を営む方には　～清退共制度

① 清酒製造業（清酒・単式蒸留しょうちゅう・泡盛・みりん2種）を営む方なら加入できます。
② 掛金の額は1日300円、もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
③ 国が掛金の一部（初回交付の手帳の60日分）を助成します。
④ 退職金の額は共済証紙の枚数（15日分を1か月と換算）で決まります。

例：共済証紙が1,800枚（掛金納付年数10年）の場合　623,250円
3,600枚（掛金納付年数20年）の場合　1,476,450円

## 林業を営む方には　～林退共制度

① 林業を営む方なら加入できます。
② 掛金の額は1日470円（10月1日から変更になりました。）、もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
③ 国が掛金の一部（初回交付の手帳の62日分）を助成します。
④ 退職金の額は共済証紙の枚数（17日分を1か月と換算）で決まります。

例：共済証紙が2,040枚（掛金納付年数10年）の場合　990,601円
4,080枚（掛金納付年数20年）の場合　2,086,030円

## お問い合わせは

**独立行政法人勤労者退職金共済機構　http://www.taisyokukin.go.jp/**

| 事業本部 | 連絡部署 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|
| 中退共 | 本部 | 03-6907-1234 | 03-5955-8211 |
| | 名古屋コーナー | 052-856-8151 | 052-856-8155 |
| | 大阪コーナー | 06-6536-1851 | 06-6536-1850 |
| 建退共 | 本部 | 03-6731-2841 | 03-6731-2896 |
| | 東京相談コーナー | 03-3551-5276 | 03-3206-8110 |
| | 大阪相談コーナー | 06-6941-2244 | 06-6941-3489 |
| 清退共 | 本部 | 03-6731-2887 | 03-6731-2890 |
| 林退共 | 本部 | 03-6731-2887 | 03-6731-2890 |

## 財形本部からのおしらせ

勤労者退職金共済機構では財形持家転貸融資も実施中！！
今年7月から、子育て中の勤労者の方への金利引下げ（－０．２％）を始めました。

# 中 CHU 小企業 退 TAI 職金 共 KYO 済制度

中退共（ちゅう たい きょう）制度は中小企業に向けた国の退職金制度です。

## 退職金制度を考えませんか!?

**有利**
掛金は全額非課税
手数料なし

**カンタン管理**
社外積立型だから
手間いらず

**安心・確実**
掛金の一部を
国が助成

パートさんや家族従業員も加入できます。

## ホームページで動画配信中！

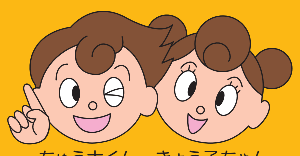


「中小企業の強い味方！ 中退共制度」

中退共
CHU-TAI-KYO

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1　TEL. 03-6907-1234　FAX. 03-5955-8211

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

# ちゅう　たい　きょう
# 中退共は、安全・確実・有利

## 中退共は、中小企業のための国の退職金制度です。

## ●●● 中退共制度のしくみ ●●●

### 1 加入申込
お近くの金融機関または委託事業主団体の窓口に提出してください。中退共と退職金共済契約を締結後、共済手帳が送付されます。

### 2 掛金納付
毎月の掛金は口座振替で金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。

### 3 退職金の支払い
退職した従業員の請求に基づき、中退共から直接従業員に支払われます。

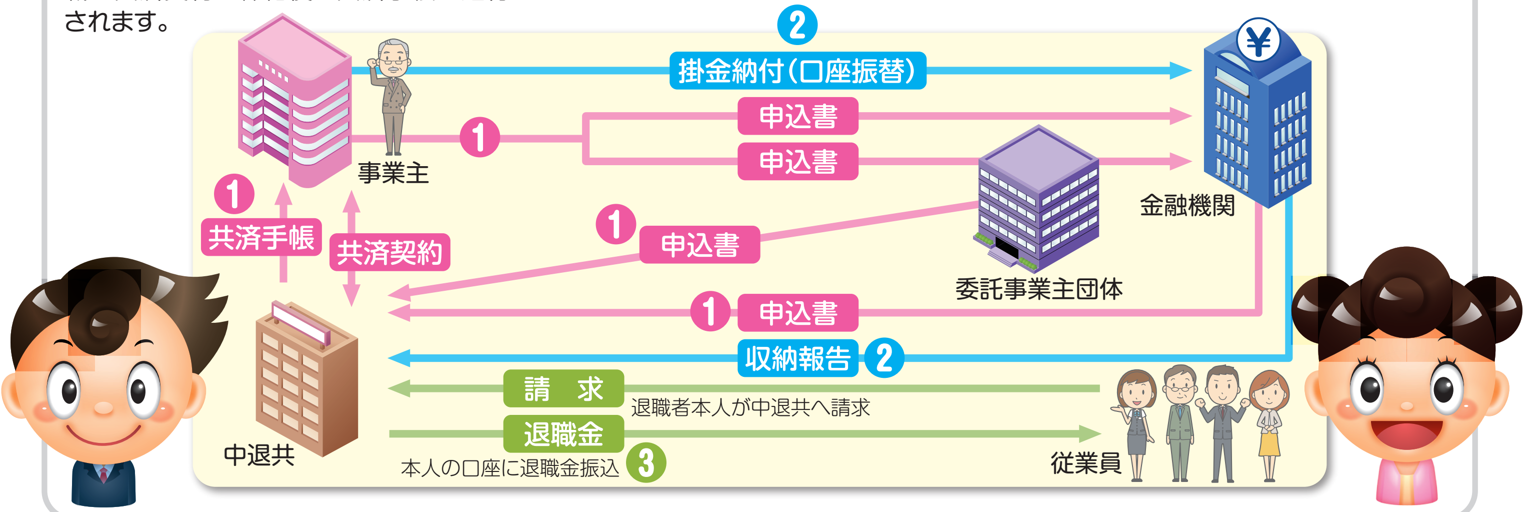


### 退職金額

**掛金月額　10,000円の場合**
※金額は法令の改正により変わることがあります。

| | |
|---|---|
| 10 年後 ▶ | 1,265,600 円 |
| 20 年後 ▶ | 2,666,600 円 |
| 30 年後 ▶ | 4,213,100 円 |

### 加入できる企業

常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。個人企業の場合は、常時雇用する従業員数によります。※ 詳細は HP をご覧いただくか、資料をご請求ください。

| 一般業種 | 卸売業 | サービス業 | 小売業 |
|---|---|---|---|
| 常用従業員数 300人以下 または 資本金・出資金 3億円以下 | 常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 1億円以下 | 常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下 | 常用従業員数 50人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下 |

### 制度についてのご相談は、各コーナーでも承っております。(電話受付9:00～17:00)※土日祝日は除く

［名古屋］TEL：052-856-8151
FAX：052-856-8155

［大　阪］TEL：06-6536-1851
FAX：06-6536-1850

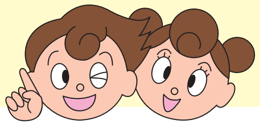

中退共制度に関する情報は携帯サイトでもご覧いただけます。
QR コードを読み取って、アクセスしてください。

〈キリトリ〉

## 資料請求
※ 詳しい資料はFAXまたは封書にてご請求ください。 FAX：03-5955-8220

住所　〒　　　－

名称または氏名

TEL　（　　　）

担当者様

業種

資本金　　　円

常用従業員数　　　人

パート従業員数　　　人

◆ ご請求いただいた際は、よくわかる中退共制度詳細版（あらまし）と新規契約申込書をご送付させて頂きます。

配布団体名

※ご記入いただきました個人情報は中退共本部の加入促進活動に必要な範囲内で利用させていただきます。中退共本部では個人情報を適切な安全対策のもとに管理し、漏えいなどの防止に努めます。また、お客様の同意なく第三者に開示・提供はいたしません。

平成28年4月から

# 建退共制度が変わります

★退職金が12ヶ月からもらえます
★退職金が引き上げられます

## 私たちの建退共
## 笑顔いっぱい

建退共は建設業で働く
労働者のための **退職金制度です。**

制度説明動画 配信中！

建退共 検索

# けんたいきょう


独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866

好きだから――続けていける…

# 酒づくり。してますか？

**有利で安全・安心。**
**"清退共"の退職金制度に加入しましょう。**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル

TEL. 03-6731-2887
FAX. 03-6731-2890

http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/


共済手帳の更新手続き、退職金の請求手続きを

## お忘れなく！

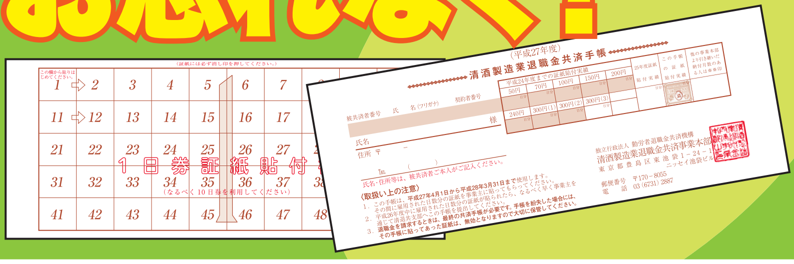


独立行政法人 勤労者退職金共済機構

## 清酒製造業退職金共済事業本部

清退共 検索

# 国が作った林業界全体の制度です

掛金は国から最大 29,140 円の助成制度があります
掛金は全額事業主負担です
退職金は転職しても通算できます
掛金は損金または必要経費扱いです
「一人親方」は任意組合から加入できます

# 林業してますか？

有利で安全・安心な、
“林退共”の退職金制度に
加入しましょう

## 林退共加入のみなさまへ

- 事業所を変わるときは手帳を忘れずに受け取りましょう！
- 林業界から引退したら、忘れずに退職金を請求しましょう！

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
**林業退職金共済事業本部**
〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル TEL.03-6731-2887 FAX.03-6731-2890

林退共 検索